

不動産オーナー様の

認知症対策・財産承継の問題を解決

家族の信託サポート



このようにお悩みの不動産オーナー様はいませんか？

父の相続税対策を行いたい！
しかし、高齢のため
建設ができるかが不安...

近い将来介護施設へ入居予定。
でも、今すぐに
売却はしたくない...

自分が認知症や病気になっ
た後、収益物件の管理を
子どもに任せたい！



共有名義の不動産があるので、
今から承継先を
決めておきたい...

しかし

**万が一認知症になると、
相続対策も売却も行うことができません**

認知症が発生すると・・・

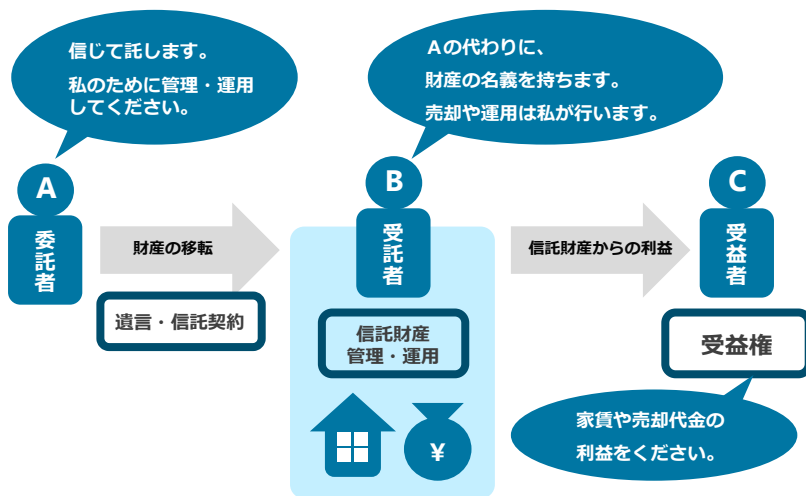
- × 相続税対策でアパート建設予定だったのに建築できません
- × 介護施設入所費用にあてようと思っていたのに自宅が売れません
- × 賃貸物件の管理や修繕を本人ができません
- × 相続対策を行うことができません



家族の信託が 不動産オーナー様のお悩みを解決します

家族の信託とは？

- ① 自身(=委託者)の財産を、
 - ② 信頼できる人(=受託者)に託し、
 - ③ 家賃等の利益をもらう人(=受益者)のために
 - ④ 特定の目的に従って、管理・処分してもらう
- 財産管理の手法です。



家族の信託を活用することで

認知症
対策

相続税対策
の継続

スムーズな
財産承継

共有名義
解消

申込書 FAX 03-6447-4857

<input type="checkbox"/> 無料相談に申込み		その他ご希望があればチェックをお願いします <input type="checkbox"/> 詳しく知りたい(資料請求) <input type="checkbox"/> 信託について相談したい	
貴社名		業種	
お名前		お役職	
ご住所	〒		
TEL	-	FAX	-
E-mail	@		

※ お申込みにかかる個人情報は、厳重に管理し、原則として本お申込み者の把握以外に使用・開示および提供することはありません。

〈主催・お申込先〉

相続・遺言手続センター®

司法書士 赤坂トラスト総合事務所

〒107-0052 東京都港区赤坂8-5-40ペガサス青山3階

TEL : 03-6447-4852 FAX : 03-6447-4857

E-mail : info@akatora.jp

URL : http://akatora.jp/law/